



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年11月26日月曜日 第1916号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件).....1259

指定障害福祉サービス事業者の指定(2件).....1262

指定障害者支援施設の指定.....1262

土地改良区役員の就退任の届出.....1263

保安林予定森林にする旨の通知.....1263

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....1264

開発行為に関する工事の完了.....1264

宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....1265

#### 教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....1265

#### 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....1265

#### 選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....1266

#### 雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....1267

#### 告 示

#### ○愛媛県告示第1756号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号  
代表取締役 家守 伸正

#### 2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社四阪工場  
今治市宮窪町四阪島 135 番地

#### 3 特定施設に関する事項

No.2 洗浄塔

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第62号水 磨力ス洗浄施設
特定施設の能力	1分間当たり1,000ノルマル立方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに

工事の完成予定年月日	着手後約45日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 0.5~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 160
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 300
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5
	ダイオキシン類含有量(単位 1リットルにつきピコグラムTEQ)	通常 10,000 最大 10,000
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,560 最大 3,000	

#### 4 汚水等の処理施設に関する事項

スミシクナー

設置年月日	昭和52年6月24日
処理施設の種類	物理処理
処理施設の型式	凝集沈殿方式
処理施設の構造	SS及びFRPライニング製
処理施設の主要寸法	直径5.5メートル 高さ4.5メートル
処理施設の能力	1日当たり6,340立方メートル処理
汚水等の処理の方式	凝集沈殿
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 0.5~3.0	通常 1.0~3.0 最大 0.5~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 160	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 500	通常 100 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 300	通常 20 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	ダイオキシン類含有量(単位 1リットルにつきピコグラムTEQ)	通常 10,000 最大 10,000	通常 300 最大 500
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,440 最大 5,200	通常 4,080 最大 4,840	

備考 処理水は工程水として再利用し、残さは製造工程へ送る。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
四阪1号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~9.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.5 最大 6.9
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.3 最大 14.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.4 最大 1.3
	ダイオキシン類含有量(単位 1リットルにつきピコグラムTEQ)	通常 1.0 最大 7.8
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 20,627 最大 30,462

○愛媛県告示第1757号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社クラレ  
岡山県倉敷市酒津1621番地  
代表取締役社長 和久井 康明

2 事業場の名称及び所在地

株式会社クラレ西条事業所  
西条市朔日市 892 番地

3 特定施設に関する事項

(1) ばっき凝集沈殿処理施設

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能力	1日当たり30,000立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	許可後直ちに	
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25.1 最大 42.2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.5 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.1 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11,747 最大 14,128

(2) 嫌気処理施設

特定施設の種 類	政令別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設
----------	-------------------------------

特定施設の能力	1日当たり800立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	許可後直ちに	
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 243 最大 300
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 26 最大 50
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.6 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 447 最大 638	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) ばっき凝集沈殿処理施設

設置年月日	昭和11年7月11日
処理施設の種別	生物処理及び物理処理
処理施設の型式	ばっき、中和、凝集及び沈殿
処理施設の構造	コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 230メートル 横 24メートル 高さ 3.3メートル
処理施設の能力	1日当たり30,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	ばっき、中和、凝集及び沈殿
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し

処理施設に	項目	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 26.4 最大 44.5	通常 25.1 最大 42.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 30	通常 5.5 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.1 最大 30	通常 6.1 最大 30
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)		通常 11,747 最大 14,128	通常 11,747 最大 14,128

(2) 嫌気処理施設

設置年月日	平成9年3月18日			
処理施設の種別	生物処理			
処理施設の型式	嫌気処理			
処理施設の構造	鋼板製			
処理施設の主要寸法	縦 19メートル 横 22.3メートル 高さ 8.5メートル			
処理施設の能力	1日当たり800立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	酸生成及びメタン発酵			
処理施設の使用時間間隔	連続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し			
処理施設に	項目	処理前	処理後	
	よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0 最大 5.0~8.0	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.425 最大 2.995	通常 243 最大 300	
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12.1 最大 30	通常 50 最大 100	
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20.3 最大 33	通常 26 最大 50	

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1	通常 4.6 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 447 最大 638	通常 447 最大 638

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
排水口No.1

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.3 最大 9.9

浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 10
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.1 最大 10
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 55 480 最大 67 250

備考 この他に、雨水排水口が4箇所ある。

○愛媛県告示第1758号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。  
平成19年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3821300047	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番1	武村志延	共同生活援助	イーオラス	四国中央市豊岡町大町2005番1	平成19年9月1日

○愛媛県告示第1759号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。  
平成19年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3821400177	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号467番地	池田忠幸	共同生活介護	共同生活援助事業所野村育成園	西予市野村町野村12号671番地	平成19年11月1日
3821400177	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号467番地	池田忠幸	共同生活援助	共同生活援助事業所野村育成園	西予市野村町野村12号671番地	平成19年11月1日

○愛媛県告示第1760号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定した。  
平成19年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	指定障害者支援施設			指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設置の場所	入所定員	
3810100226	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番11号	矢野順意	生活介護	えひめ障害者支援施設道後ゆう	松山市道後今市1番2号	25	平成19年10月1日
3810100226	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番11号	矢野順意	自立訓練(機能訓練)	えひめ障害者支援施設道後ゆう	松山市道後今市1番2号	25	平成19年10月1日
3810100226	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番11号	矢野順意	就労移行支援(一般型)	えひめ障害者支援施設道後ゆう	松山市道後今市1番2号	20	平成19年10月1日

○愛媛県告示第1761号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 長 治	南宇和郡愛南町城辺甲4179 - 2
"	本 多 七 雄	南宇和郡愛南町城辺甲563 - 1
"	宇都宮 磯 元	南宇和郡愛南町城辺甲5435
"	藤 田 吉次郎	南宇和郡愛南町城辺甲2121
"	中 川 順 治	南宇和郡愛南町城辺甲2177
"	和喜田 富 夫	南宇和郡愛南町城辺甲2676
"	西 本 定 雄	南宇和郡愛南町城辺甲3728 - 1
"	畑 田 藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801
"	松 岡 忠 利	南宇和郡愛南町緑乙228 - 1
"	富 岡 貴	南宇和郡愛南町城辺乙 1
"	増 田 孝 志	南宇和郡愛南町緑甲1387
"	吉 田 浩	南宇和郡愛南町緑甲936
"	孝 野 覚 也	南宇和郡愛南町緑乙2914
"	清 水 利 康	南宇和郡愛南町緑乙1165
"	塚 岡 啓 三	南宇和郡愛南町緑乙2187
"	下 田 眞 志	南宇和郡愛南町御荘長月1036
"	菊 池 豊 雄	南宇和郡愛南町御荘平城3276
"	宮 谷 光 俊	南宇和郡愛南町満倉2434 - 4
"	松 本 勝 利	南宇和郡愛南町上大道1094
監 事	原 田 達 也	南宇和郡愛南町緑乙3290
"	上 村 貴 雄	南宇和郡愛南町御荘長月2765
"	大 西 健 夫	南宇和郡愛南町上大道725

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 長 治	南宇和郡愛南町城辺甲4179 - 2
"	本 多 七 雄	南宇和郡愛南町城辺甲563 - 1
"	面 田 正 喜	南宇和郡愛南町城辺甲4240
"	藤 田 吉次郎	南宇和郡愛南町城辺甲2121
"	中 川 順 治	南宇和郡愛南町城辺甲2177
"	和喜田 富 夫	南宇和郡愛南町城辺甲2676
"	西 本 定 雄	南宇和郡愛南町城辺甲3728 - 1
"	畑 田 藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801
"	金 繁 司	南宇和郡愛南町緑乙369
"	富 岡 貴	南宇和郡愛南町城辺乙 1
"	久 徳 彰	南宇和郡愛南町緑甲1848
"	吉 田 浩	南宇和郡愛南町緑甲936
"	孝 野 覚 也	南宇和郡愛南町緑乙2914
"	清 水 利 康	南宇和郡愛南町緑乙1165
"	塚 岡 啓 三	南宇和郡愛南町緑乙2187
"	上 村 元 秋	南宇和郡愛南町御荘長月1113
"	松 田 晃	南宇和郡愛南町御荘平城3547
"	宮 谷 光 俊	南宇和郡愛南町満倉2434 - 4
"	松 本 勝 利	南宇和郡愛南町上大道1094

監 事	原 田 達 也	南宇和郡愛南町緑乙3290
"	上 村 貴 雄	南宇和郡愛南町御荘長月2765
"	大 西 健 夫	南宇和郡愛南町上大道725

○愛媛県告示第1762号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
北宇和郡鬼北町大字川上2889
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字川上2889（次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
北宇和郡松野町大字目黒2750から2766まで
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字目黒2766（次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所  
北宇和郡鬼北町大字上鍵山1628から1631まで、1634
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字上鍵山1628から1631まで・1634（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所  
北宇和郡松野町大字上家地 844 の 1 から 844 の 3 まで
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字上家地 844 の 1 ( 次の図に示す部分に限る。 )  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所  
大洲市平野町平地乙 134 の 1、乙 137 の 1
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
平野町平地乙 134 の 1・乙 137 の 1 ( 以上 2 筆について 次の図に示す部分に限る。 )  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所  
北宇和郡松野町大字上家地 756、757 の 1、757 の 3
- (2) 指定の目的

- 土砂の崩壊の防備
  - (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 7(1) 保安林予定森林の所在場所  
北宇和郡松野町大字目黒2998
  - (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1763号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年11月27日から12月11日まで

○愛媛県告示第1764号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建(開)第40号 平成19年11月9日	伊予市上吾川字六反甲1822番2及び甲1823番1	伊予郡松前町大字北黒田706番地1 藤岡秀和
19松局建(開)第41号 平成19年11月9日	伊予郡松前町大字中川原字広末681番6	松山市東石井四丁目14番2号 エムセリアA-201号 加藤佳文

○愛媛県告示第1765号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定によりその免許を取り消す。

平成19年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号	代表者の氏名	免許番号	免許年月日
ケアホームズ株式会社	重 松 秀 典	愛媛県知事 <sup>(3)</sup> 第4345号	平成19年5月16日
ダイトーシステム インターナショナル株式会社	安 藤 昭 澄	愛媛県知事 <sup>(2)</sup> 第4404号	平成15年5月13日

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第12号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成19年11月26日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

表愛媛県立特殊学校高等部入学者選抜に係る学力検査の項口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容の欄及び同項口頭による開示請求をすることができる場所の欄中「県立特殊学校」を「県立特別支援学校」に改める。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第5号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年11月26日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表2（第3条関係） 部課長の専決事項 1 部長専決事項 (1)～(4) 省略 (5) 交通部長		別表2（第3条関係） 部課長の専決事項 1 部長専決事項 (1)～(4) 省略 (5) 交通部長	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）	<u>1 第5条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通総合連携計画の協議</u> <u>2 第5条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通総合連携計画の受理</u> <u>3 第8条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の策定に関する意見照会の回答</u> <u>4 第13条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の策定に関する意見照会の回答</u> <u>5 第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定に関する意見照会の回答</u> <u>6 第21条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の策定に関する意見照会の回答</u>		

7	第22条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定に関する意見照会の回答
8	第30条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定に関する意見照会の回答

2 課長専決事項

- (1)～(7) 省略
- (8) 交通規制課長

法令	専決事項
省略	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	1 第8条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の受理
	2 第13条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の受理
	3 第21条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の受理

(9)～(11) 省略

2 課長専決事項

- (1)～(7) 省略
- (8) 交通規制課長

法令	専決事項
省略	

(9)～(11) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第102号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。  
平成19年11月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行  
参議院選挙区選出議員選挙（愛媛県選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
39,538,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	友近 聡 朗	所属党派	無 所 属	期 間 平成19年10月6日から 平成19年10月25日まで	第5回分
出納責任者氏名	成 見 憲 治				

収 入

支 出

今 回 計

0円

今 回 計

16,375

前 回 計

7,420,800

前 回 計

10,260,285

総 計

7,420,800

総 計

10,276,660

報告書受理年月日	平成19年11月9日	第5回報告分
----------	------------	--------



雑 報

○**裁決手続開始の決定の公告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成19年11月13日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成19年11月26日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町高田地内から宇和島市寄松字井手口地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、普通河川及び農業用道路付替工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受付年月日 受 付 番 号	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)				
収 用	愛媛県宇 和島市保 田字清水	甲1302番 2	宅 地	宅 地	62.00	91.54	48.26	愛媛県宇和島市川内甲1308番地 2 山木 義徳			
使 用	愛媛県宇 和島市保 田字清水	甲1302番 2	宅 地	宅 地	62.00	91.54	10.67	愛媛県宇和島市川内甲1308番地 2 山木 義徳			